

県北広域振興局長告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年9月11日

県北広域振興局長 南 敏 幸

1 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700190	合同会社日和	久慈市長内町第16地割40番地2	平成30年3月31日

2 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700091	中央介護センター久慈ケアステーション	久慈市旭町第10地割66番地1	平成30年3月31日
0310700190	合同会社日和	久慈市長内町第16地割40番地2	〃